

12月14日(木) 11時20分 重慶大爆撃裁判の判決です 東京高裁101号法廷-傍聴を!

★12月14日判決当日の予定

10時～ 裁判所前小集会(9時～東京高等裁判所前宣伝活動)

10時50分 傍聴券の抽選

11時20分 判決言い渡し

12時 霞が関デモ(11時50分に日比谷公園霞門集合、誰でも参加できます)

14時～ 判決報告集会・交流会
(衆議院第2議員会館地下1階第1会議室)

18時半～ 歓迎交流会 西新橋 1-21-8 弁護士ビル 1階「長安刀削麺」 TEL 3502-6881

重慶、成都、樂山などの 原告団・支援者が20名以上が来日!



2017年3月17日、早朝から三菱重工・品川本社前で宣伝活動を行い(写真左)、控訴審第2回裁判前に日比谷公園霞門からデモ行進をする重慶、成都、樂山の原告団と支援者ら(写真右)

●日本軍は1938年から1943年まで200回以上重慶大爆撃を敢行。重慶大爆撃の被害者は日本国に謝罪と賠償を求めて、2006年3月に東京地裁に提訴。その後2009年10月までに3回追加提訴し原告総数は188名。

●2015年2月25日、東京地裁判決は、日本軍の重慶市と四川省の成都・樂山・自貢・松潘などに対する無差別爆撃を証拠に基づいて事実認定しました。裁判所が、歴史教育で日本人が殆ど学んでいない重慶大爆撃の事実を詳細に認定した事は重要です。しかし判決が原告の謝罪と賠償の請求を退けた事は全く不当です。

●重慶大爆撃は、重慶・四川省の無辜の民衆に対する意図的な虐殺行為であり、紛れもない日本の中国侵略戦争です。憲法違反の戦争法が施行された現在、私達は改めて日本による重慶大爆撃を含む中国侵略戦争を検証し、過去の誤った国策を徹底的に反省する必要があります。

●「連帯する会・東京」は2017年10月25日から10月27日まで写真展第3弾「絵と写真展：重慶大爆撃を知ってますか?」を行いました。重慶大爆撃を巡る日中交流の輪にご参加下さい。

「重慶大爆撃の被害者と連帯する会・東京」代表・前田哲男 2017.11.10
重慶大爆撃訴訟弁護団(団長・田代博之弁護士) 連絡先：弁護団事務局(一瀬法律事務所・元永/もとなが)
〒105-0003 東京都港区西新橋 1-21-5 TEL03-3501-5558 FAX03-3501-5565 Email:info@ichinoselaw.com
◆ Web サイト <http://www.anti-bombing.net> ブログ『重慶大爆撃とは?』 <http://blog.goo.ne.jp/dublin-ki>